

第十八條

工場委員長會議は本支部所屬の各工場連絡機關とす 但し大會又は委員會の決議の範圍内に於て本支部に關する臨機の處置をなすことを得

第十九條

工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得

第二十條

工場委員會は委員會の決議の範圍内に於て當該工場會員に關する事項について臨機の處置をなすことを得

第二十一條

工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得

第二十二條

工場委員會は當該工場に於て研究會又は茶話會を開催することを得

第二十三條

工場委員會は決議權を有せざるものとす

二十四條

本支部に左の役員を置く

第一三章 役員

第二十四條

本支部に左の役員を置く

二、支部長

一、支部長

二、主事

一、主事

三、顧問

二、顧問

四、理事

三、理事

五、書記

二、書記

六、會計

一、會計

七、工場委員長

一、工場委員長

八、委員

一、委員

九、専門部長及部員

一、専門部長及部員

二、會計監査

一、會計監査

三、治警部員

一、治警部員

四、理事

一、理事

五、書記

一、書記

六、會計

一、會計

七、工場委員長

一、工場委員長

八、委員

一、委員

九、専門部長及部員

一、専門部長及部員

十、會計監査

一、會計監査

十一、理事

一、理事

十二、書記

一、書記

第二十五條

本支部主事を有給とする

第二十六條

本支部主事を有給とする

第二十七條

本支部主事を有給とする

第二十八條

本支部主事を有給とする

第二十九條

本支部主事を有給とする

第三十條

本支部主事を有給とする

第三十一條

本支部主事を有給とする

第三十二條

本支部主事を有給とする

第三十三條

本支部主事を有給とする

第三十四條

本支部主事を有給とする

第三十五條

本支部主事を有給とする

第三十六條

本支部主事を有給とする

第三十七條

本支部主事を有給とする

第三十八條

本支部主事を有給とする

第三十九條

本支部主事を有給とする

第四十條

本支部主事を有給とする

第四十一條

本支部主事を有給とする

第四十二條

本支部主事を有給とする

第四十三條

本支部主事を有給とする

第四十四條

本支部主事を有給とする

第四十五條

本支部主事を有給とする

第四十六條

本支部主事を有給とする

第四十七條

本支部主事を有給とする

第四十八條

本支部主事を有給とする

第四十九條

本支部主事を有給とする

第五十条

本支部主事を有給とする

第五十一条

本支部主事を有給とする

第五十二条

本支部主事を有給とする

第五十三条

本支部主事を有給とする

第五十四条

本支部主事を有給とする

第五十五条

本支部主事を有給とする

第五十六条

本支部主事を有給とする

第五十七条

本支部主事を有給とする

一、教育部

二、出版部

三、共済部

四、法律部

五、調査部

六、爭議部

七、政治部

八、購買部

九、擴張宣傳部

一〇、婦人部